平成17年1月25日 総務省令

消防法施行令(昭和36年政令第37号)第5条の6の規定に基づき、住宅用防災警報 器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令を次のように定める。

住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の基準を定める省令

目 次

- 第1章 総則(第1条・第2条)
- 第2章 住宅用防災警報器(第3条-第8条)
- 第3章 住宅用防災報知設備(第9条・第10条)
- 第4章 雑則(第11条)
- 附 則

第1章 総則

趣旨

第1条 この省令は、消防法施行令(昭和36年政令第37号)第5条の6の規定に基づき、住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定めるものとする。

用語の意義

- 第2条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - 一 住宅用防災警報器 住宅(消防法(昭和23年法律第186号)第9条の2第1項に規定する住宅をいう。以下同じ。)における火災の発生を未然に又は早期に感知し、及び報知する警報器(煙を感知するものに限る。)であつて、感知部、警報部等で構成されたものをいう。





平成17年1月25日 総務省令

- 二 住宅用防災報知設備 住宅における火災の発生を未然に又は早期に感知し、及び報知する火災報知設備 (煙を感知するものに限る。)であつて、感知器 (火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令 (昭和56年自治省令第17号)第2条第1号に規定するものをいう。)、中継器 (中継器に係る技術上の規格を定める省令 (昭和56年自治省令第18号)第2条第6号に規定するものをいう。)、受信機 (受信機に係る技術上の規格を定める省令 (昭和56年自治省令第19号)第2条第7号に規定するものをいう。第6号において同じ。)及び補助警報装置で構成されたもの (中継器又は補助警報装置を設けないものにあつては、中継器又は補助警報装置を除く。)をいう。
- 三 イオン化式住宅用防災警報器 周囲の空気が一定の濃度以上の煙を含むに至つた ときに火災が発生した旨の警報(以下「火災警報」という。)を発する住宅用防災警報 器で、一局所の煙によるイオン電流の変化により作動するものをいう。
- 四 光電式住宅用防災警報器 周囲の空気が一定の濃度以上の煙を含むに至つたとき に火災警報を発する住宅用防災警報器で、一局所の煙による光電素子の受光量の変化 により作動するものをいう。
- 五 自動試験機能 住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る機能が適正に維持されていることを、自動的に確認することができる装置による試験機能をいう。
- 六 補助警報装置 住宅の内部にいる者に対し、有効に火災警報を伝達するために、 住宅用防災報知設備の受信機から発せられた火災が発生した旨の信号を受信して、補助的に火災警報を発する装置をいう。

第2章 住宅用防災警報器

構造及び機能

- 第3条 住宅用防災警報器の構造及び機能は、次に定めるところによらなければならない。
 - 一 確実に火災警報を発し、かつ、取扱い及び附属部品の取替えが容易にできること。
 - 二 取付け及び取り外しが容易にできる構造であること。
 - 三 耐久性を有すること。
 - 四 通常の使用状態において、温度の変化によりその外箱が変形しないこと。
 - 五 配線は、十分な電流容量を有し、かつ、接続が的確であること。
 - 六 部品は、機能に異常を生じないように、的確に、かつ、容易に緩まないように取り付けること。
 - 七 充電部は、外部から容易に人が触れないように、十分に保護すること。
 - 八 感知部の受ける気流の方向により住宅用防災警報器に係る機能に著しい変動を生じないこと。





平成17年1月25日 総務省令

- 九 住宅用防災警報器は、その基板面を取付け定位置から45度傾斜させた場合、機能 に異常を生じないこと。
- 十 火災警報は、次によること。
 - イ 警報音(音声によるものを含む。以下同じ。)により火災警報を発する住宅用防 災警報器における音圧は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める値の電 圧において、無響室で警報部の中心から前方1メートル離れた地点で測定した値が、 70デシベル以上であり、かつ、その状態を1分間以上継続できること。
 - (イ) 電源に電池を用いる住宅用防災警報器 住宅用防災警報器を有効に作動できる電圧の下限値
 - (ロ) 電源に電池以外から供給される電力を用いる住宅用防災警報器 電源の電圧 が定格電圧の90パーセント以上110パーセント以下の値
 - ロ 警報音以外により火災警報を発する住宅用防災警報器にあつては、住宅の内部にいる者に対し、有効に火災の発生を報知できるものであること。
- 十一 電源に電池を用いる住宅用防災警報器にあつては、次によること。
 - イ 電池の交換が容易にできること。
 - ロ 住宅用防災警報器を有効に作動できる電圧の下限値となつたことを72時間以上 点滅表示等により自動的に表示し、又はその旨を72時間以上音響により伝達する ことができること。
- 十二 スイッチの操作により火災警報を停止することのできる住宅用防災警報器にあつては、当該スイッチの操作により火災警報を停止したとき、15分以内に自動的に適正な監視状態に復旧するものであること。
- 十三 光電式住宅用防災警報器の光源は、半導体素子とすること。
- 十四 感知部は、目開き1ミリメートル以下の網、円孔板等により虫の侵入防止のため の措置を講ずること。
- 十五 放射性物質を使用する住宅用防災警報器は、当該放射性物質を密封線源とし、当 該線源は、外部から直接触れることができず、かつ、火災の際容易に破壊されない ものであること。
- 十六 自動試験機能を有する住宅用防災警報器にあつては、機能の異常を72時間以上 点滅表示等により表示し、又はその旨を72時間以上音響により伝達することができること。
- 十七 電源変圧器は、電気用品の技術上の基準を定める省令(昭和37年通商産業省令 第85号)別表第六2に規定するベル用変圧器と同等以上の性能を有するものであ り、かつ、その容量は最大使用電流に連続して耐えるものであること。

附属装置

第4条 住宅用防災警報器には、その機能に有害な影響を及ぼすおそれのある附属装置を 設けてはならない。





平成17年1月25日 総務省令

試験

- 第5条 住宅用防災警報器は、次の各号に掲げる試験に適合するものでなければならない。
 - 一 気流試験 イオン化式住宅用防災警報器は、通電状態において、風速5メートル毎 秒の気流に5分間投入したとき、火災警報を発しないこと。
 - 二 外光試験 光電式住宅用防災警報器は、通電状態において、白熱ランプを用い照度 5000ルクスの外光を10秒間照射し10秒間照射しない動作を10回繰り返した 後、5分間連続して照射したとき、火災警報を発しないこと。
 - 三 周囲温度試験 住宅用防災警報器は、0度以上40度以下の周囲の温度において機 能に異常を生じないこと。
 - 四 腐食試験 耐食性能を有する住宅用防災警報器にあつては、5 リットルの試験器の中に濃度40グラム毎リットルのチオ硫酸ナトリウム水溶液を500ミリリットル入れ、硫酸を体積比で硫酸1対蒸留水35の割合に溶かした溶液156ミリリットルを1000ミリリットルの水に溶かした溶液を1日2回10ミリリットルずつ加えて発生させる亜硫酸ガス中に、通電状態において4日間放置する試験を行つた場合、機能に異常を生じないこと。この場合において、当該試験は、温度45度の状態で行うこと。
 - 五 振動試験 住宅用防災警報器は、通電状態においては、全振幅1ミリメートルで毎 分1000回の振動を任意の方向に10分間連続して加えた場合、適正な監視状態を 継続し、無通電状態においては、全振幅4ミリメートルで毎分1000回の振動を任 意の方向に60分間連続して加えた場合、構造又は機能に異常を生じないこと。
- 六 衝撃試験 住宅用防災警報器は、任意の方向に最大加速度50重力加速度の衝撃を 5回加えた場合、機能に異常を生じないこと。
- 七 衝撃電圧試験 外部配線端子を有する住宅用防災警報器は、通電状態において、次 に掲げる試験を15秒間行つた場合、機能に異常を生じないこと。
 - イ 内部抵抗50オームの電源から500ボルトの電圧をパルス幅1マイクロ秒、繰返し周期100ヘルツで加える試験
 - ロ 内部抵抗50オームの電源から500ボルトの電圧をパルス幅0.1マイクロ秒、 繰返し周期100ヘルツで加える試験
- 八 湿度試験 住宅用防災警報器は、通電状態において、温度40度で相対湿度95パーセントの空気中に4日間放置した場合、適正な監視状態を継続すること。
- 九 絶縁抵抗試験 住宅用防災警報器の絶縁された端子の間及び充電部と金属製外箱との間の絶縁抵抗は、直流500ボルトの絶縁抵抗計で測定した値が50メガオーム以上であること。
- 十 絶縁耐力試験 住宅用防災警報器の充電部と金属製外箱との間の絶縁耐力は、50 ヘルツ又は60ヘルツの正弦波に近い実効電圧500ボルト(定格電圧が60ボルト を超え150ボルト以下のものにあつては1000ボルト、定格電圧が150ボルト を超えるものにあつては定格電圧に2を乗じて得た値に1000ボルトを加えた値) の交流電圧を加えた場合、1分間これに耐えること。



西日本防災システム NISHINIHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd

http://www.nbs119.co.jp/



平成17年1月25日 総務省令

- 2 前項第1号、第2号、第9号及び第10号の試験は、次に掲げる条件の下で行わなければならない。
 - 一 温度5度以上35度以下
 - 二 相対湿度45パーセント以上85パーセント以下

イオン化式住宅用防災警報器の感度

第6条 イオン化式住宅用防災警報器の感度は、その有する種別に応じ、K、V、T及び tの値を次の表のように定めた場合、次の各号に定める試験(以下この条において「イ オン化式住宅用防災警報器の感度試験」という。)に合格するものでなければならない。

種 別	K	V	Т	t
1 種	0.19	20以上	6.0	_
2 種	0.24	40以下		9

- 注 Kは、公称作動電離電流変化率であり、平行板電極(電極間の間隔が2センチメートルで、一方の電極が直径5センチメートルの円形の金属板に8.2マイクロキュリーのアメリシウム241を取り付けたものをいう。)間に20ボルトの直流電圧を加えたときの煙による電離電流の変化率をいう。
- 一 作動試験

電離電流の変化率1.35Kの濃度の煙を含む風速Vセンチメートル毎秒の気流に 投入したとき、T秒以内で火災警報を発すること。

- 二 不作動試験
 - 電離電流の変化率 0.65 K の濃度の煙を含む風速 V センチメートル毎秒の気流に投入したとき、 t 分以内で作動しないこと。
- 2 イオン化式住宅用防災警報器の感度試験は、住宅用防災警報器を室温と同じ温度の強 制通風中に30分間放置した後において行うものとする。
- 3 前条第2項の規定は、イオン化式住宅用防災警報器の感度試験について準用する。

光電式住宅用防災警報器の感度

第7条 光電式住宅用防災警報器の感度は、その有する種別に応じ、K、V、T及びtの 値を次の表のように定めた場合、次の各号に定める試験(次項において「光電式住宅用 防災警報器の感度試験」という。)に合格するものでなければならない。





平成17年1月25日 総務省令

種 別	K	V	Т	t
1 種	5	20以上	6.0	_
2 種	1 0	40以下	6.0	5

注 Kは、公称作動濃度であり、減光率で示す。この場合において、減光率は、光源 を色温度2800度の白熱電球とし、受光部を視感度に近いものとして測定する。

一 作動試験

1メートル当たりの減光率1.5Kの濃度の煙を含む風速Vセンチメートル毎秒の 気流に投入したとき、T秒以内で火災警報を発すること。

二 不作動試験

1メートル当たりの減光率0.5Kの濃度の煙を含む風速Vセンチメートル毎秒の 気流に投入したとき、t分以内で作動しないこと。

2 第5条第2項及び前条第2項の規定は、光電式住宅用防災警報器の感度試験について 準用する。

表示

- 第8条 住宅用防災警報器には、次の各号に掲げる事項を見やすい箇所に容易に消えないように表示しなければならない。ただし、第6号及び第7号の表示は、消防法施行令第5条の7第1項第2号の規定により設置した状態において容易に識別できる大きさとしなければならない。
 - 一 住宅用防災警報器という文字
 - 二 種別
 - 三 製造年
 - 四 製造事業者の氏名又は名称
 - 五 耐食性能を有するものにあつては、耐食型という文字
 - 六 交換期限(自動試験機能を有するものを除く。)
 - 七 自動試験機能を有するものにあつては、自動試験機能付という文字
 - 八 この省令の規定に適合することを第三者が確認した場合にあつては、その旨及び当 該第三者の名称





平成17年1月25日 総務省令

第3章 住宅用防災報知設備

住宅用防災報知設備の補助警報装置の火災警報

- 第9条 住宅用防災報知設備の補助警報装置の火災警報は、次に定めるところによらなければならない。
 - 一 警報音により火災警報を発する住宅用防災報知設備の補助警報装置における音圧は、電源の電圧が定格電圧の90パーセント以上110パーセント以下の値において、無響室で住宅用防災報知設備の補助警報装置の警報部の中心から前方1メートル離れた地点で測定した値が、70デシベル以上であり、かつ、その状態を1分間以上継続できること。
 - 二 警報音以外により火災警報を発する住宅用防災報知設備の補助警報装置にあつては、住宅の内部にいる者に対し、有効に火災の発生を報知できるものであること。

表示

- 第10条 住宅用防災報知設備の補助警報装置には、次の各号に掲げる事項を見やすい箇所に容易に消えないように表示しなければならない。
 - 一 補助警報装置という文字
 - 二 製造年
 - 三 製造事業者の氏名又は名称
 - 四 この省令の規定に適合することを第三者が確認した場合にあつては、その旨及び当 該第三者の名称

第4章 雑則

準の特例

- 第11条 新たな技術開発に係る住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備の補助警報装置について、その形状、構造、材質及び性能から判断して、この省令の規定に適合するものと同等以上の性能があると総務大臣が認めた場合は、この省令の規定にかかわらず、総務大臣が定める技術上の規格によることができる。
- 2 前項の規定は、外国において製造された住宅用防災警報器について準用する。この場合において、同項中「新たな技術開発に係る住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備の補助警報装置」とあるのは「外国において製造された住宅用防災警報器」と読み替えるものとする。





(住宅月

平成17年1月25日 総務省令

附 則

この省令は、消防法及び石油コンビナート等災害防止法の一部を改正する法律(平成16年法律第65号)附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日(平成18年6月1日)から施行する。



